

令和 5 年 5 月 28 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K02543

研究課題名（和文）戦間期ドイツとオーストリアにおける政治教育の比較研究

研究課題名（英文）A comparative study on civic education in Austria and Germany between the two wars

研究代表者

近藤 孝弘（Kondo, Takahiro）

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授

研究者番号：40242234

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は19世紀から20世紀初頭のオーストリア、プロイセン、バイエルンにおける政治教育の形成過程を比較分析することで、その発展要因を追究することを目的としている。具体的には、上記の期間における各国の教育課程基準、教科書、教育雑誌掲載論文を資料とし、同時期の政治情勢を踏まえて分析したところ、1.教育課程基準における「市民科」導入はオーストリアが他の2国に比べて早い、2.関連する教科書ならびに教育雑誌論文の点では、資料状況が不完全とはいえ、3国間に顕著な違いは見られないという結果になった。また、3.憲法と選挙法の改正が特に教育課程基準における市民科の位置づけに影響している可能性が示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の最大の学術的意義は、対象国の教育課程基準、教科書、教育雑誌掲載論文という具体的な資料に基づきつつ各地の政治教育の発展史を比較・分析することにより、従来の、ドイツは先進的であり、オーストリアはその後を追っているというイメージを修正した点にある。

他方、社会的意義としては、対象国における開始期の政治教育の姿を明らかにすることにより、その教育的営為は民主化の潮流と結びついてはいても、必ずしも今日的な理解に基づいて行なわれてはこなかったこと、そして反対に、非民主的な活動も民主主義擁護のための活動へと発展するという柔軟な認識の必要を明らかにした点があげられよう。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to pursue the factors of development of Politische Bildung in Austria, Prussia, and Bavaria from the mid-19th century to the beginning of the 20th century through a comparative analysis of their formation processes. Specifically, based on an analysis of curriculum standards, textbooks, and articles published in educational journals in each country during the above period, and in light of the political situation during the same period, the following three points were confirmed. 1. Austria is earlier than the other two German countries in introducing Buergerkunde in curriculum standards. 2. In terms of relevant textbooks and educational journal articles, little difference can be observed among the three countries, although the documentation remains incomplete. 3. It is suggested that constitutional and electoral law amendments may have particularly affected the position of Buergerkunde in curricular standards.

研究分野：比較教育学

キーワード：政治教育 オーストリア ドイツ プロイセン バイエルン 教科書 教育課程基準 憲法

1. 研究開始当初の背景

(1) 政治教育史研究におけるドイツとオーストリアの比較研究の不在

日本の教育研究において、ドイツ語圏の教育史に関する研究の蓄積は必ずしも厚くはなく、政治教育史についても、ケルシェンシュタイナーやシュプランガー、リットなどの個々の著名な教育学者についての研究にとどまりがちである。他方、ドイツでは、その政治教育史は、かつてより社会教育史として研究が進められており、また近年は教科史研究としても関心が高まっているが、隣国オーストリアへの関心は乏しい状況が続いている。他方、ドイツの政治教育から刺激を受けてきたオーストリアには、隣国の状況に一定の注意が払われてきたが、そのときどきの政策や理論に注目が集まりがちであり、歴史的な視野には欠けている部分が大きい。ましてや両国の比較史という観点は、極めて微弱なものにとどまっていた。

(2) 市民性教育の一形態としての政治教育への期待とその問題

上記のように、これまで政治教育がなにを目指して、どのような内容を教えてきたのか、またその効果はどうだったのかについての確かな認識が不足しているにもかかわらず、近年、内外で民主主義体制の相対化が進むなか、日本でも市民性教育への注目が集まり、その一つの形態としてドイツ語圏の政治教育も関心を集めている。しかし、英語圏やフランス語圏、さらには北欧や東南アジアなど、各地で進められている市民性教育がそれぞれ有している、各地・各言語圏の歴史のなかで形成された個性については、必ずしも共通理解ができておらず、そのこともあり、いわゆるつまみ食いの参照がなされる状況が続いてきた。

2. 研究の目的

(1) 政治教育発展の条件を究明する

21世紀初頭の世界は、各地の民主主義体制の動揺によって特徴づけられる。そうしたなか、その防衛という観点から政治教育が注目を集めているが、その一方で、東ヨーロッパなどの新興民主主義国では、そもそも政治教育を有効に進める上で必要な制度的・社会的基盤の不足が嘆かれてもいる。こうした状況下で、その基盤が形成されるとはどのようなことなのか、またそのためにはどの程度の時間を要するのかという問いに、戦間期のドイツとオーストリアの例に注目して取り組むことが、本研究の最大の目的である。

(2) 比較政治教育史の可能性を追究する

政治教育の研究はほぼ不可避免的に実践的な色合いが濃くなりがちだが、過去の失敗を把握することなく闇雲に努力を続けることが望まれるわけではないのは確かであろう。すなわち政治教育とは何なのか、少なくとも何だったのかについての正確な認識が早急に求められているのであり、その正確さを担保する上で、比較という作業は有効である。本研究は、オーストリアとドイツを分け、さらに後者についてプロイセンとバイエルンの2国を比較することで、1国への注目からは得られない認識に到達しようとするものである。

3. 研究の方法

(1) 教育課程基準の分析

19世紀後半から20世紀前半までのあいだに3国で公布された教育課程における政治教育教科の規定を分析する。具体的には、いつ、どのような形でそれが導入されたのか、他教科とどういった関係にあったのか、またそれはどのような学校種・学年を対象にするものだったのかを確認した上で、そこに示された内容が持つ意味を、各時期の政治的背景を踏まえて考察する。

(2) 教科書等の教材の分析

同時期に各国で出版された政治教育関連の内容を含む教科書等の教材について、その記述の量と内容ならびに教育方法上の工夫の観点から分析を行う。特に内容分析においては、憲法の扱い、戦後の政治教育の展開過程で重視されることになる政治参加の促進と実際の政治問題への取り組みの3点が重要な視点を形成する。

(3) 教育雑誌等における教育言説の分析

各国で刊行された教育雑誌や政治教育関連の著作に登場する研究者とその主張が占める位置を調査する。たとえばヴァイマル共和国で政治教育に関する代表的な論客だったリユールマンのような人物が、オーストリアでどの程度に知られていたのか、反対に彼に匹敵するような著名人がオーストリアに存在するのか、存在したとすればそのドイツにおける知名度はどうだったかを確認する。

4. 研究成果

(1) 教育課程基準の対応について

ドイツとオーストリアの政治教育については、最新の考え方はドイツからオーストリアへと波及するものという固定観念がある。少なくとも戦後は、西ドイツで一足早く発展した現実の政治問題を取り上げることで民主主義の能力の育成を目指す政治教育の考え方が、数年遅れでオーストリアでも広がっており、また戦前は、ミュンヘンのケルシェンシュタイナーの政治教育論がオーストリアでも紹介されていた。

しかし、研究対象国の教育課程基準をたどると、オーストリアでは 1869 年の帝国民衆学校法の第 3 条に「祖国と憲法に留意する」という文言が見られ、また 1871 年に公布されたギムナジウム用教育課程は、「帝国の各州とその人々、憲法と行政、生産と文化について最重要の事実を詳細に扱う」ことを求めている。ここに政治教育の教育課程上の起点が認められ、さらに 1907 年から 09 年にかけて公布された各種の学校の歴史・地理の教育課程に「市民科」という領域が設けられている。

それに対し、プロイセンの様々な教育課程のなかに、初めて政治教育の内容を示す明確な言葉が見られるのは、調べることができた限りで、1920 年のことである。その年に公布された教員養成施設用の教育課程に、教育内容として「憲法」が記されたのだった。

他方、バイエルンでは、1880 年の民衆学校用教育課程に、憲法が教育内容として記されており、さらに 1910 年代に公布された各種の学校の歴史・地理の教育課程に「市民科」ないし「国家市民科」という領域が位置づけられている。以上は、バイエルンにおける政治教育の発展は、オーストリアとほぼ同じペースで進んだことを示唆する。同時に、ドイツにおいて中心的な位置を占めたプロイセンは、むしろ教育課程の点では後進的だった可能性が高い。

(2) 教科書ならびに教育論の共通性

今回、分析することのできた、政治教育的な内容を持つオーストリアの教科書の中で最も古いものは、1776 年に刊行された地理の教科書である。18 世紀から 19 世紀前半にかけて、諸外国の政治体制についての情報は、地理上の価値ある知識として教えられていた。この延長上で、19 世紀半ばになると「祖国科」の名のもと、オーストリアの地理・歴史・文化に関する教科が作られ、そこに政治教育の内容も含まれることになる。そして 20 世紀初頭の時点で歴史・地理の教育課程のなかに市民科の領域が独立すると、国制を教えるための教科書が登場するという経緯をたどった。

他方、ドイツについては、個々の教科書について、それがプロイセンないしバイエルンで使われていたのかどうかについて、明確に判断できない場合がほとんどである。とはいえ、出版地を一つの手掛かりとして見た場合、教育課程面の対応の遅れたプロイセンでさえ、オーストリアにおけるのと同様、1910 年代にはすでに一定の市民科教科書を見ることができる。それらの教科書がプロイセン以外で使用された可能性も否定できないとはいえ、同じ頃、リュールマンのように政治教育の重要性を唱える論者が表れていること、また、君主らの意向により現代史教育が重視されていたことを併せて考えれば、実はプロイセンとオーストリアの政治教育の発展状況に、それほど違いはなかった可能性も高い。

(3) 憲法と選挙法が政治教育に与える影響

最後に、オーストリアならびにバイエルンの例からは、憲法ならびに選挙法の改正が、政治教育の発展を促した様子が、他方プロイセンについては、そうした法的環境に変化がなかったことが、少なくとも教育課程における取り組みを遅らせたことが推測される。教科書等の出版状況からは、教育課程のなかに市民科などの領域が設置されるか否かは、教育の現実にも必ずしも決定的な意味を持たなかったものと推測され、そこにはむしろ各国の共通する社会現実の影響を見ることができ、以上は、教育政策については制度的な次元と内容の次元を分けて考える必要があることを示していると言えよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 近藤孝弘	4. 巻 33
2. 論文標題 オーストリア, プロイセン, バイエルンにおける政治教育の発展に関する比較研究 - 19世紀後半から20世紀初頭の教育課程基準と教科書から見える風景 -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 早稲田大学大学院教育学研究科紀要	6. 最初と最後の頁 43-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 近藤孝弘	4. 巻 1032
2. 論文標題 歴史教科書の現在地を考える - ドイツにおける展開を手掛かりに -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 32-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 近藤孝弘	4. 巻 32
2. 論文標題 オーストリア, プロイセン, バイエルンにおける政治教育の形成過程 - 1930年代以前の教育課程を手掛かりに -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田大学大学院教育学研究科紀要	6. 最初と最後の頁 29-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 近藤孝弘	4. 巻 14
2. 論文標題 主権者を育てる教育としての政治教育のあり方は	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民主主義教育21	6. 最初と最後の頁 5-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 近藤孝弘	4. 巻 895
2. 論文標題 これからの政治教育のために	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 歴史地理教育	6. 最初と最後の頁 4-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 近藤孝弘
2. 発表標題 政治教育の形成・定着過程の研究 - オーストリア, プロイセン, バイエルンの事例の比較検討 -
3. 学会等名 日本カリキュラム学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 近藤孝弘
2. 発表標題 政治教育の形成に関する基礎的研究 - プロイセンとオーストリアの教育課程基準の分析 -
3. 学会等名 日本カリキュラム学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 石田勇治編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 2
3. 書名 ドイツ文化事典	

〔産業財産権〕

〔その他〕

「日本の若者の「政治ぎらい」と 政治教育 の深い関係 - ドイツにおける政治教育の考え方から - 」
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/69344>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------